



燕市

不妊治療費・不育症治療費
助成事業のご案内

燕市では、不妊・不育症の悩みを抱えているご夫婦が、少しでも早く医療機関に相談し、適切な治療に結びつくことができるよう、治療にかかる費用の一部を助成しています。

申請には、**領収書・診療明細書**が必要となりますので、大切に保管しておいてください。

1. 対象者

- ・ 法律上の夫婦または事実上の夫婦で、夫婦いずれか一方または両方が申請日において燕市に住所を有している
- ・ 夫婦いずれか一方または両方が不妊治療の受診日において燕市に住所を有している
- ・ 市税等の未納がない

2. 対象となる検査・治療

- ① 医師が不妊治療と認める検査・治療のうち保険給付の対象となる不妊治療
- ② ①とあわせて実施した先進医療

※ 検査後、治療に至らなかった場合の検査料は対象外です。

※ 食事料、文書料、個室料等は対象外です。

※ 夫の検査・治療も対象です。

3. 助成額

- ① 不妊治療に係る保険診療の自己負担額の全額
- ② 先進医療に係る自己負担額の全額

※ 付加給付、高額療養費等の支給受けられる場合は差し引いた金額を助成します。

※ 医療費が高額になる場合は、あらかじめ保険者から「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関に提出するか、高額療養費の払い戻し申請を行った後に申請してください。

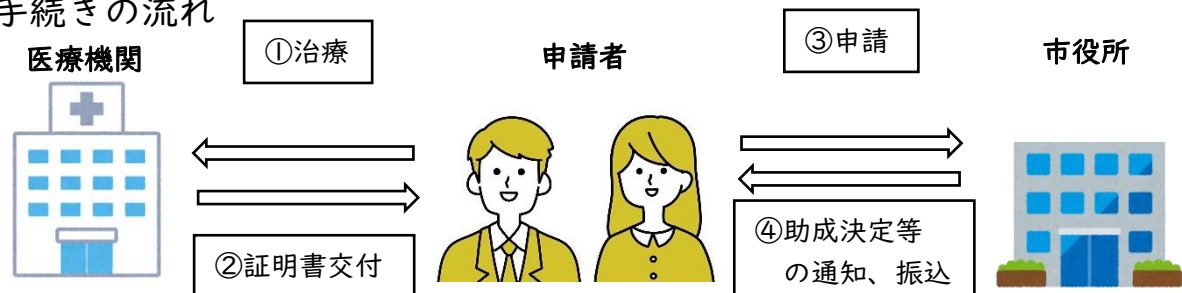
※ 先進医療は、厚生労働省から承認を受けた医療機関で実施されたものに限りします。

※ ただし、夫婦それぞれ年度内助成 総額 70 万円まで

4. 申請回数

制限なし

5. 手続きの流れ



・ 高額療養費、付加給付に該当する場合は、その支給を受けてから申請してください。

・ 治療終了から1年以内に申請してください。

※なるべく、出産前に申請してください。

※治療終了とは、各治療（タイミング療法、人工授精、体外受精や顕微授精など）の終了をいいます。治療を継続して行う場合、まとめて申請することも可能ですが、治療開始から1年を経過する場合はご相談ください。

1. 対象者

- ・ 法律上の夫婦または事実上の夫婦で、夫婦いずれか一方または両方が申請日において燕市に住所を有している
- ・ 夫婦いずれか一方または両方が不育症治療の受診日において燕市に住所を有している
- ・ 医療機関で不育症と診断され、治療の必要性が認められた人
- ・ 市税等の未納がない

2. 対象となる検査・治療

- ・ 不育症と診断するための検査
 - ・ 不育症の診断を受けて行う治療・検査
- ※母子健康手帳交付日以降の保険診療の自己負担額は対象外です。
妊産婦医療費助成をご利用ください。
- ※入院時の差額ベッド代、病衣使用代、食事料、文書料、消費税は対象外です。
- ※医療保険適用及び適用外、調剤費が対象となります。
- ※検査後、治療に至らなかった場合の検査料は対象外です。

3. 助成額

- ・ 1回の治療期間につき、自己負担額の全額（上限20万円）

※治療期間とは

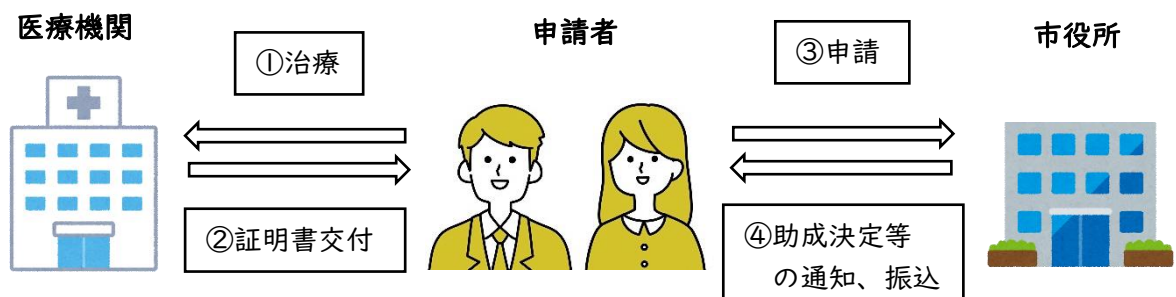
不育症の診断をするための検査または治療を開始した日から、不育症治療による出産等の日または医師の判断により治療が終了した日まで

4. 申請回数

制限なし

※治療期間が終了した日から6か月以内に申請が必要です。

5. 手続きの流れ



- ・ 高額療養費、付加給付に該当する場合は、その支給を受けてから申請してください。

必要書類

【不妊治療費助成】

- ☐ 燕市不妊治療費助成事業申請書 ※
- ☐ 燕市不妊治療費助成事業請求書 ※
- ☐ 燕市不妊治療費助成事業受診等証明書 ※
- ☐ 領収書・診療明細書
- ☐ 同意書 ※
- ☐ 申請者名義の通帳または通帳の写し
- ☐ 印鑑
- ☐ 加入医療保険資格情報がわかるもの（マイナポータル健康保険証画面、資格確認書の写し等）
- ☐ 保険組合から支給を受けた金額がわかるもの（付加給付、高額療養費等支給を受けた方のみ）



【不育症治療費助成】

- ☐ 燕市不育症治療費助成事業申請書 ※
- ☐ 燕市不育症治療費助成金交付請求書 ※
- ☐ 燕市不育症治療費助成事業受診等証明書 ※
- ☐ 領収書・診療明細書
- ☐ 同意書 ※
- ☐ 申請者名義の通帳または通帳の写し
- ☐ 印鑑
- ☐ 加入医療保険資格情報がわかるもの（マイナポータル健康保険証画面、資格確認書の写し等）
- ☐ 保険組合から支給を受けた金額がわかるもの（付加給付、高額療養費等支給を受けた方のみ）

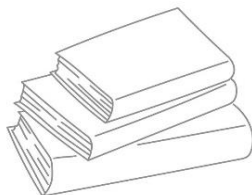
※ 必要書類については、窓口でお渡しできるほか
燕市ホームページからもダウンロードできます。
(https://www.city.tsubame.niigata.jp/life/l/_funin/8056.html)

*（事実婚の場合）両人の戸籍謄本、住民票、事実婚関係に関する申立書 ※

助成決定等

承認・不承認 ⇒ 後日通知でお知らせします。

助成金の振込 ⇒ 助成決定後、指定の口座に振り込みます。



【申請・お問い合わせ先】

燕市吉田西太田1934番地
燕市役所子育て応援課
こども福祉係（1階17～19番窓口）
☎ 0256-77-8186（直通）